

茨城県行政書士会会則等に基づく会員処分

氏 名：中山 幸弘

登録番号：第03112548号

事務所名称：

事務所所在地：坂東市辺田1075番地の11

懲戒処分年月日：令和3年2月4日

懲戒処分の内容：廃業の勧告及び令和3年2月5日から廃業するまでの間の会員の
権利の停止

懲戒処分の理由：・本会からの再三の会費請求・催告にもかかわらず会費を長期間
(12ヶ月以上)滞納し続けている。

・会費納入に関する協議を行うための出席要請に対し、正当な理由
なく一切応じなかった。

よって、茨城県行政書士会則第14条第1項及び同会則第90条第
3項違反である。また、当該違反により、行政書士法第13条、日
本行政書士連合会会則第62条第1項並びに行政書士倫理第25条
違反である。